

第3章 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題

(1) はじめに

本計画では対象建物が都市公園「舞鶴赤れんがパーク」内に点在しているため、計画区域を建物のまとまり毎に3つのゾーンに分割する。計画区域Aは、パーク中心部から海岸沿いの通路を経て北側に位置する1号棟周辺の範囲（「舞鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」において「赤れんが博物館前広場」に相当）、計画区域Bはパーク中心部の2号～5号棟周辺の範囲（都市公園「舞鶴赤れんがパーク」の範囲の一部）、計画区域Cは赤れんがパークの駐車場からパーク中心部に至る動線上に並ぶ6号～8号棟周辺の範囲（重要文化財に指定された宅地範囲）とし、それぞれの区域についての現状と課題を記述する。

(2) 計画区域A 1号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Aの境界

1号棟周辺の海に面する広場を計画区域Aとする。1号棟は区域の東端に位置している。

区域の西側（1号棟正面側）は海に面している。なお、1号棟と海の間に煉瓦タイルを張ったRC造の塀が存在しているが、これは今後、撤去する予定である。

南側は建物から約6.5mの距離を隔てて、公道から海に続く通路に面しており、その通路を挟んだ向かい側は舞鶴市東体育館の敷地となる。境界は、洋風の意匠としたアルミ鋳物フェンス（立ち上がり部分はRC造煉瓦タイル張り）で区切られ、西端に鉄骨造のゲートが設けられている。

東側（建物背面側）は、公道（歩道）に面しており、境界は南西側と同様の鋳物フェンスで区切られている。また南隅に鉄骨造のゲートが設けられている。

北側は建物のすぐ北側で隣地に面しており、RC及びCB造の塀で区切られ、中央部に門が設けられている。塀は煉瓦タイル張りを基本とするが、門から東側の、敷地の外に面する側の壁面はモルタル仕上げになっている。

2) 文化財以外の建造物

区域南西隅のゲートのすぐ東側にはRC造の機械置場が建設されている。機械置場の外壁は煉瓦タイル張りである。

3) 構内舗装

植栽や花壇を除く部分は、コンクリート平板または洗い出し平板で舗装している。

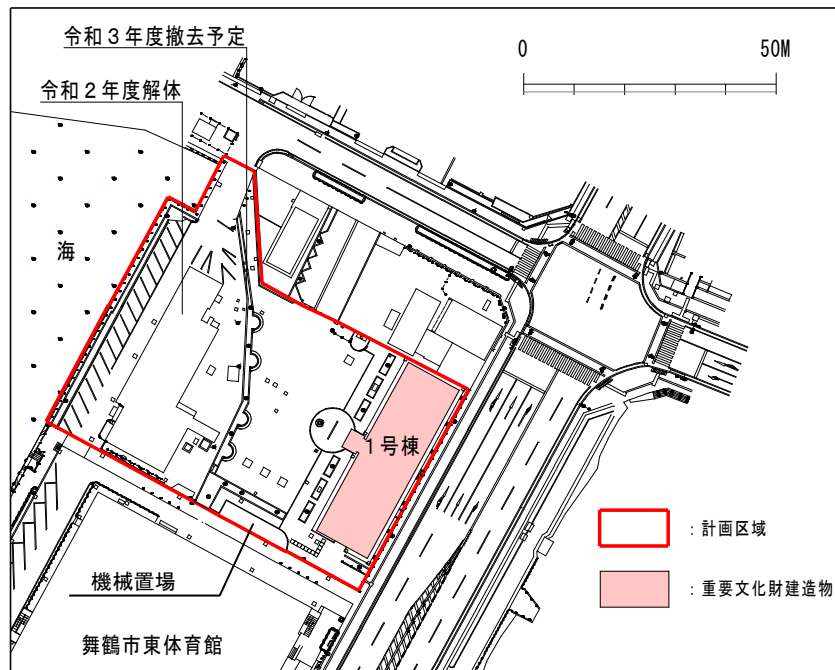


図 3.1.1 計画区域 A

4) 植栽

計画区域北側に 1 本と南側に 3 本のケヤキが植えられている。また、1 号棟北西角に隣接してヤナギが 1 本植えられている。

その他、サツキの低木を植えた花壇等が塀に沿って設けられている。

5) その他

建物の正面側の風除室前に鉄骨製のアーチが設けられている。

区域北西境界の花壇にはサークルベンチが設置されている。

区域北東境界の正門東側に、他所の煉瓦造建造物の外壁の一部を展示している。壁を自立させるため、鉄骨支持柱を建てている。

イ 課題

1 号棟建設当初は建物正面の岸壁に面して起重機が並び荷役が行われていたため、海岸方向の眺望は、文化財としての価値を高める観点から重要な要素となるが、これまでは隣接建物が存在していたため、眺望が全く確保されていなかった。そこで、赤れんが周辺等まちづくり事業の一環として令和 2 年度にこの隣接建物の除却を行い、今後、1 号棟正面に広場を整備する計画を進めている。あわせて広場に接続する海側に遊歩道を拡張整備する計画で、文化財を取り巻く周辺環境を向上させる予定である。その他、建物北側は民間事業所の建物と隣接しており、防火上、景観上の課題を有する。

また、1 号棟は外壁に鉄骨材が露出していることから塩害を受けやすく、実際に定期

的な塗装等を実施しており、今後も継続的な課題となる。

当該エリアは赤れんがパーク中心部（計画区域B）と距離が離れており、来場者への案内やアクセスに課題があり、今後の周辺環境の整備には配慮が必要である。



図 3.1.2 区域A西側RC塀



図 3.1.3 区域A南側RC塀・機械置場



図 3.1.4 区域A東側アルミ鋳物フェンス



図 3.1.5 区域A北側RC塀・門



図 3.1.6 区域A北側RC塀 外側



図 3.1.7 区域A海側



図 3.1.8 区域A北側 塀内側花壇



図 3.1.9 区域A ケヤキ植栽



図 3.1.10 区域A 1号棟前



図 3.1.11 区域A サークルベンチ



図 3.1.12 区域A 煉瓦展示



図 3.1.13 区域A外 近接建物

(3) 計画区域B 2号～5号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Bの境界

兵器廠3棟及び第三水雷庫（2号～5号棟）周辺の土地は、都市公園とされており、その範囲の一部を計画区域Bとする。区域の東側は舞鶴市役所庁舎と市役所駐車場に面し、南側は国道27号線と接し、西側は頂に文庫山学園を構える丘の裾と接し、北側は海に面している。区域の中央部には、2、3、4号棟が南東を正面（平側）とし、10mほどの間隔をあけて立ち並ぶ。また、区域の南側には、5号棟が南

東の妻面を正面として立ち、建物南西の平側がほぼ区域の南端となる。

計画区域Bには、境界を区切るフェンス等がほとんどなく、北側西端のメッシュフェンス、5号棟南西側の公道（歩道）との境に設置されたスチールフェンス及びメッシュフェンス（計画区域外）、車の出入口となる部分に設置された車止めのほかは、開放的な区域となっている。また、西側の斜面には一部、擁壁が設けられている（計画区域外）。

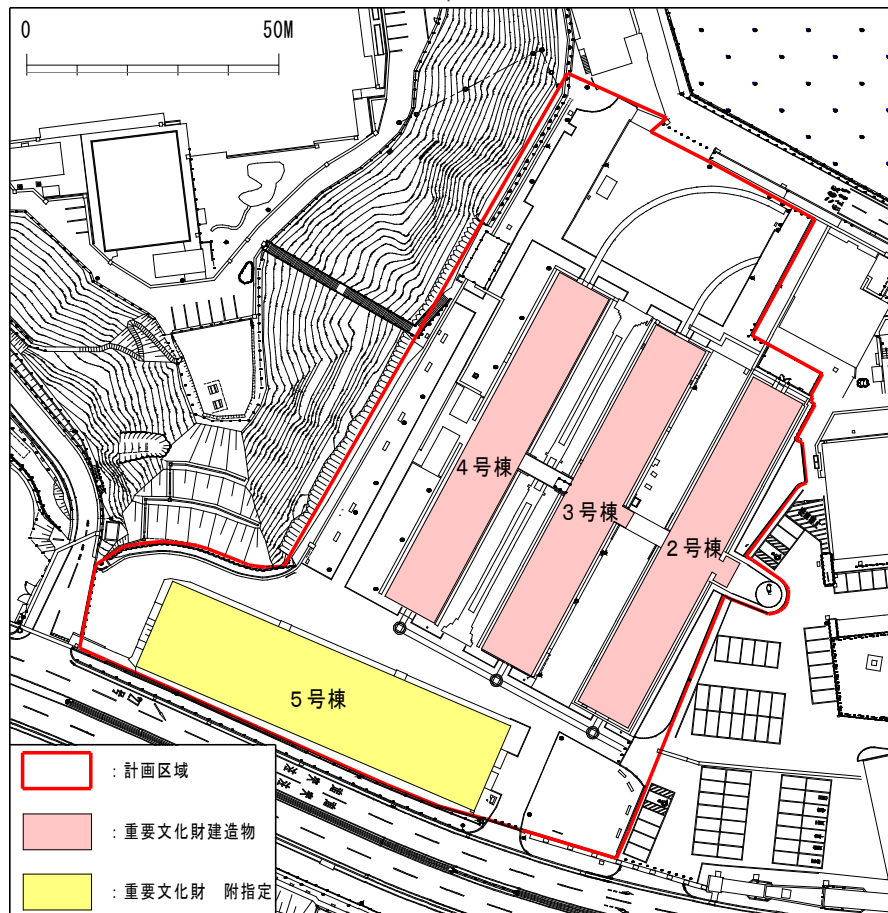


図 3.1.14 計画区域B

2) 文化財以外の建造物・遺構

2号棟と3号棟の間の通路には鉄骨製の屋根を掛け、渡り廊下としている。

4号棟背面側に、改修工事の際にRC造のトイレ棟が新築されており、4号棟と渡り廊下で接続されている。

2号～4号棟の南側には、軍港引込線の軌道と回転台が表示されている。

2号棟、3号棟、4号棟の現状の側溝は改修工事で整備されたものであるが、4号棟西側については改修工事に際して、既存の側溝が埋設保存されている。また、

各棟出入口部分で側溝を渡るために設置された敷石は、当初のものが残されている。5号棟の側溝は改修工事以前の側溝が再利用されており、その上部にグレーチングを敷設し、碎石を敷き詰めている。その他、4号棟西側の山裾には、周辺の施設で使用されていたと見られる花崗岩の石材が多数置かれている。また、5号棟東妻面南側には海軍の波マークが入ったハンドホールが現存している。

3) 構内舗装

基本的に、通路に当たる部分は自然色アスファルト舗装とし、広場にあたる部分や、通路と建物との緩衝となる部分などには芝生を植え、コンクリートブロックや煉瓦石などを境界の見切りとしている。ただし、2号棟と3号棟の間は他の部分よりも黒に近いアスファルト舗装となっている。また、3号棟と4号棟の間は、改修工事の際に、土に埋まっていた古い石敷通路が発見されたため、それを原位置に据え直している。

4) 植栽

区域西側の丘に面する部分に7本、高木が存在する。また、2号棟正面には風除室から10m弱離れたところに、高木が植えられている。2号棟正面の建物際には花壇も設けられており、サツキの低木やシダレサクラが植えられている。

5) その他

2号棟北側には室外機置場が設けられており、周囲はフェンスで囲われている。また、西側の丘際で、4号棟北端の向いにあたる位置に、受変電設備が設けられており、こちらも周囲はフェンスで囲われている。

5号棟南、3号棟の正面側、さらにその北側に引き込み電柱が設置されており、架空線が区域を横切っている。

イ 課題

当該区域は既に一定の整備が行われ、適切に維持管理されており、ただちに文化財の保存に影響がある周辺環境上の大きな課題は無いが、西側山裾付近で落石が発生しており、法面の保護等の適切な対策が必要である。また、国道から2号・3号棟の間を抜けて海岸へ続く電柱・電線が文化財的景観を阻害しており、無電柱化が将来的な課題である。

その他、これまで順次整備を実施したため、屋外照明のデザインや案内サイン、カラー舗装の色等、不統一な面があり、景観の向上のため、今後の検討課題である。



図 3.1.15 区域B 東側（2号棟前）



図 3.1.16 区域B 東側（南広場）



図 3.1.17 区域B 北側



図 3.1.18 区域B 北側 メッシュフェンス



図 3.1.19 区域B 西側



図 3.1.20 区域B 西側（5号棟西側）



図 3.1.21 区域B 南側 スチールフェンス
（国道施設）



図 3.1.22 区域B 南側 メッシュフェンス
（国道施設）



図 3.1.23 2号棟と3号棟の間



図 3.1.24 3号棟と4号棟の間 石敷通路



図 3.1.25 区域B 軌道と回転台



図 3.1.26 4号棟北側トイレ棟



図 3.1.27 区域B 受変電設備



図 3.1.28 区域B 室外機置場



図 3.1.29 区域B西側 植栽



図 3.1.30 区域B 2号棟前植栽

(4) 計画区域C 6号～8号棟周辺

ア 現状

1) 計画区域Cの境界

需品庫3棟（6号～8号棟）周辺の土地は、重要文化財に指定されており、その範囲を計画区域Cとする。6号～8号棟は南西を正面として建ち並んでいるため、計画区域Cは南東から北西に掛けて細長く、また、6号棟正面部分がやや膨らんだ形状となっている。

計画区域Cの南西側（需品庫正面側）は、西端から6号棟の手前までは、建物から10m強隔てて自衛隊の敷地に面しており、境界はネットフェンスで区切られている。また6号棟の正面部分から東端までは、建物から広いところで40m弱、狭いところで15m程度を隔てて国道に面しており、やはり境界はネットフェンスで区切られている。

計画区域Cの南東側は6号棟から20m強隔てて道路に面しており、境界はネットフェンスで区切られている。

計画区域Cの北東側（建物背面側）のうち、東端から8号棟の半ば付近までの範囲は、斜面に面している。斜面は建物から5m程度離れた付近からはじまり、それが計画区域Cの境界となっている。また8号棟の半ば付近から北西の部分は駐車場に面しており、メッシュフェンスで区切られている。

計画区域Cの北西側は8号棟から約25m程度隔てて道路に面しており、境界はメッシュフェンスで区切られている。

2) 計画区域C内の遺構

第1章でも述べたように、計画区域Cの範囲には、需品庫と関連の深い遺構として、「敷地内排水路」、「物品運搬路」、「軍港引込線」、「名称不明建造物基礎」が現存している。

「敷地内排水路」は花崗岩の石積みによるものが建物3棟の正面側の雨落ち部分と背面側の斜面裾にそれぞれ設けられている。正面と背面を繋ぐ排水路は棟ごとに異なり、6号棟は建物西側に花崗岩石積みで、7号棟は建物西側に埋設配管で、8号棟は建物東側に花崗岩石積みでそれぞれ設置されている。

「物品運搬路」は煉瓦と敷石によるもので、建物3棟の南西側に設けられ、建物ごとに正面の出入口2箇所とそれぞれ繋がれている。また運搬路の東端は6号棟の正面東側出入口付近で途切れているが、西端は8号棟を超えたところで北に折れ、8号棟の西面出入口とも繋がれている。なお、折れ曲がり部分の外周部の煉瓦や敷石が欠失している

「軍港引込線」は需品庫3棟内の一階中央通路と、6号棟と7号棟の間及び7号棟と8号棟の間の軌道と回転台、さらにそれぞれの回転台から物品運搬路を横切る軌道が現存している。

「名称不明建造物基礎」は7号棟と8号棟の間に現存する。

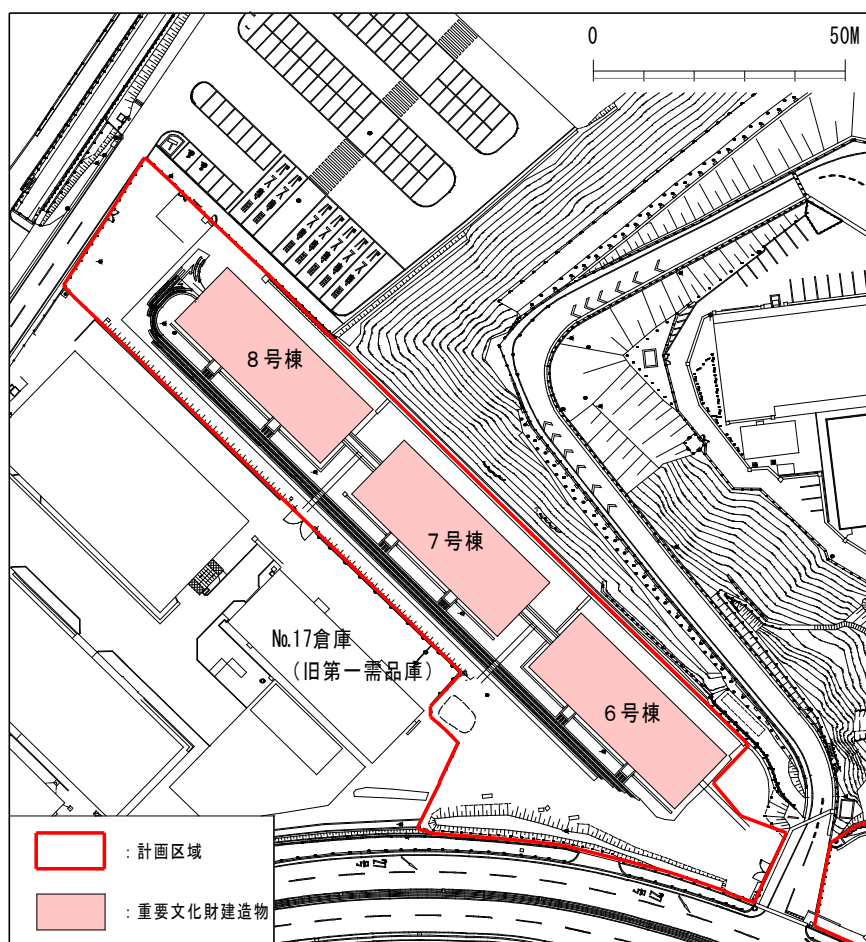


図 3.1.31 計画区域 C

3) 構内舗装

計画区域C内の通路に当たる部分は自然色アスファルト舗装で整備されている。物品運搬路とアスファルト舗装の取り合いは砕石敷きとしている。また、それ以外の部分には芝生が植えられ、適切に管理されている。

4) 植栽

計画区域南側の国道に面する部分にはオオヤマザクラが7本植えられている。また、6号棟と7号棟の間の部分の南側には桜が1本植えられている。さらに、計画区域北西隅にはヤマモモが3本植えられている。

5) その他

建物の正面側には木製の電柱が5本建てられている。さらにオオヤマザクラとヤマモモが植栽されている付近に、それぞれ引込柱が建てられており、架線で結ばれている。

オオヤマザクラが植えられている付近に、石のベンチ（海軍工廠ドック石材）が数箇所設置されている。

また、計画区域外ではあるが、6号棟と7号棟の間、および7号棟と8号棟の間における北側斜面の排水路際に、コンクリートの工作物がある。古図によれば当該位置にかつて便所が存在していたようであり、その基礎の遺構である可能性もあるが、詳細は不明である。

イ 課題

計画区域Cの環境のうち、園路や植栽等はこれまでに一定、整備されており、その管理も適切に行われているので、建造物の保存に支障を及ぼすような大きな問題はない。ただし、過去には建物背面の斜面が崩落する災害が発生しており、注意を要する。また、建物外壁にツタ等の植物が繁茂しやすく、外観の維持には管理が必要となる。さらに、物品運搬路周辺の碎石敷きは、運搬路の煉瓦に悪影響を与えているため、整備を行う機会があれば、改善すべきである。

なお、建物正面側に立つ木製の電柱は、周辺環境を構成する重要な要素として、今後も保存を図る方針であり、定期的に修繕を行う必要がある。それを含め、今後は、フェンス等の意匠に配慮しながら、遺構の文化財的な価値の保存も考慮した周辺環境の整備が課題になると考えられる。



図 3.1.32 区域C南西ネットフェンス
(鉄条網付)



図 3.1.33 区域C南西ネットフェンス
(鉄条網無)



図 3.1.34 区域C 北側斜面



図 3.1.35 区域C北東メッシュフェンス



図 3.1.36 敷地内排水路（建物正面側）



図 3.1.37 敷地内排水路（建物背面側）



図 3.1.38 物品運搬路



図 3.1.39 6号棟-7号棟間（軍港引込線ほか）



図 3.1.40 7号棟-8号棟間
（名称不明建造物基礎ほか）



図 3.1.41 アスファルト舗装・電柱等

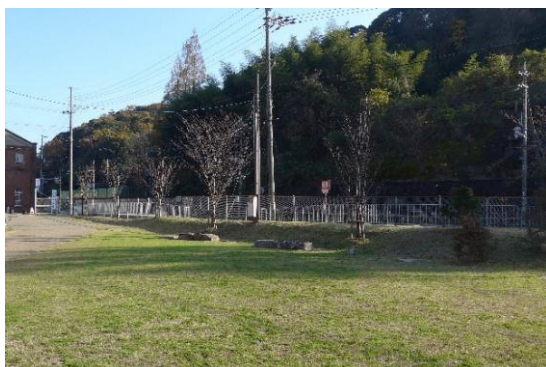


図 3.1.42 区域南西 オオヤマザクラ



図 3.1.43 区域北西 ヤマモモ

3-2 環境保全の基本方針

計画区域Aは、今後、「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づき、赤れんが博物館前広場として整備が行われる。来訪者が舞鶴湾の眺望を楽しめるよう、海に向かって視界が開けた広場に整備される予定であり、令和2年度の段階で、計画区域の海側外部に位置している建物の撤去が実施されている。これは、環境の保全という観点では、広場の機能をより拡充し、1号棟周囲の景観を良好に整備する計画であるといえる。したがって、整備工事の終了後も、それを維持していくことが、基本方針である。

計画区域Bは、都市公園区域にあたるため、現在も都市計画法等の関連法令に則った管理がなされており、その継続が環境保全の前提となる。その上で、赤れんが建物周辺の景観は特に重要な価値を有するので、価値を減ずるような建造物の新築、増改築、大規模な土地の形質の変更は行わない。2号～4号棟北側、5号棟東側のスペースは、「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に則り、広場として活用する。

計画区域Cについては、土地自体が重要文化財に指定されていることから、現在の環境を保全することを原則とし、区域内において建造物の新築および増改築や大規模な土地の形質の変更は行わない。ただし、重要文化財や周辺の歴史的景観の価値の向上、もしくは管理や防災を目的とした部分的な改修は、必要に応じて行うこととする。

便宜上、計画区域を3区画に分けているが、「海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要」という群としての文化財価値を維持するためにも、これらの区域の対象建物及びその周辺環境は一体的な保全が求められる。統一的な修景や園路、植栽維持等を通じて良好な環境を維持し、文化財の周辺環境を保全することが必要である。

3-3 区域の区分と保護の方針

(1) 計画区域Aの保護の方針

計画区域Aの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲：1号棟周辺（雨落側溝までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、照明機器など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【整備区域】

該当範囲：保存区域以外の範囲

保護の方針：赤れんが博物館前広場として整備を予定している範囲を整備区域とする。眺望を阻害していた隣接建物を除却し、1号棟と海岸との見通しを回復して歴史的環境を保全することにも寄与する広場を整備する方針である。また、パーク中心部（計画区域B方面）との分かりやすい動線を確保し、1号棟へのアクセスを向上させるとともに、遊覧船船着場を利用する利用者の利便にも資する整備を目指す。

広場整備後は当該文化財の歴史的価値の向上や周辺の歴史的環境の保全に留意し、適切に維持管理を行うものとする。

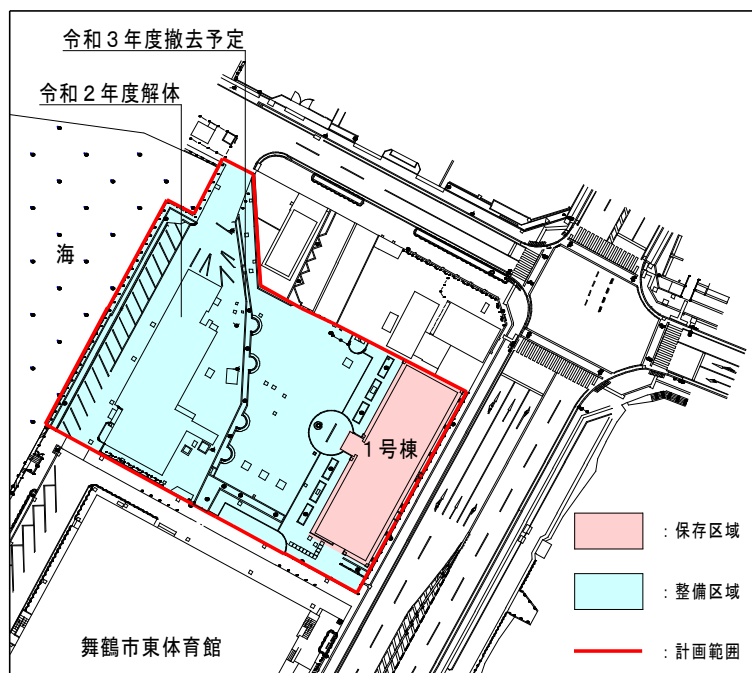


図 3.3.1 区域Aの区分

（２）計画区域Ｂの保護の方針

計画区域Ｂの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲：２号棟、３号棟、４号棟、５号棟周辺（雨落側溝までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、照明設備、ライトアップ用の機器、電柱、防災設備など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【保全区域】

該当範囲：区域北側の広場、南東側の広場

保護の方針：歴史的な景観や環境を保全することとし、建造物等の新築・増改築、工作物の新設・改修、植栽の変更、土地の形質の変更は、当該文化財建造物や周囲の歴史的環境の価値の向上に寄与すると判断される場合、建造物の管理もしくは防災上必要な場合、または文化財の活用するにあたって適切な公開環境を整備する場合に限り行う。

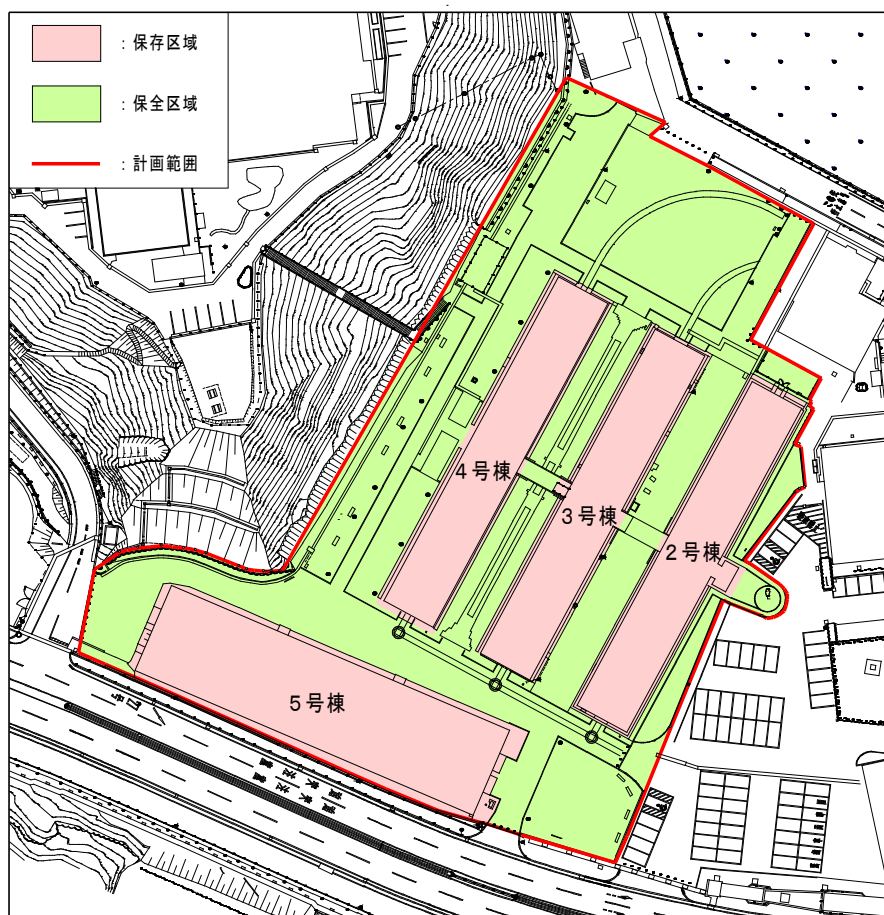


図 3.3.2 区域Ｂの区分

（２）計画区域Ｃの保護の方針

計画区域Ｃの区分と保護の方針を以下のように定める

【保存区域】

該当範囲：６号棟、７号棟、８号棟建物周辺（煉瓦敷物品運搬路までを原則とする）

保護の方針：建造物の新築・増築、土地の形質の変更は行わない。区域内における、電柱、ライトアップ用照明機器など既存の工作物は必要に応じて改修または撤去を行う。

【保全区域】

該当範囲：保存区域に隣接する区域

保護の方針：歴史的な景観や環境を保全することとし、建造物等の新築・増改築、工作物の新設・改修、植栽の変更、土地の形質の変更は、当該文化財建造物や周囲の歴史的環境の価値の向上に寄与すると判断される場合、または建造物の管理もしくは防災上必要な場合に限り行う。

なお、区域内に存在する遺構（排水路、レール等）は保護の対象とする。

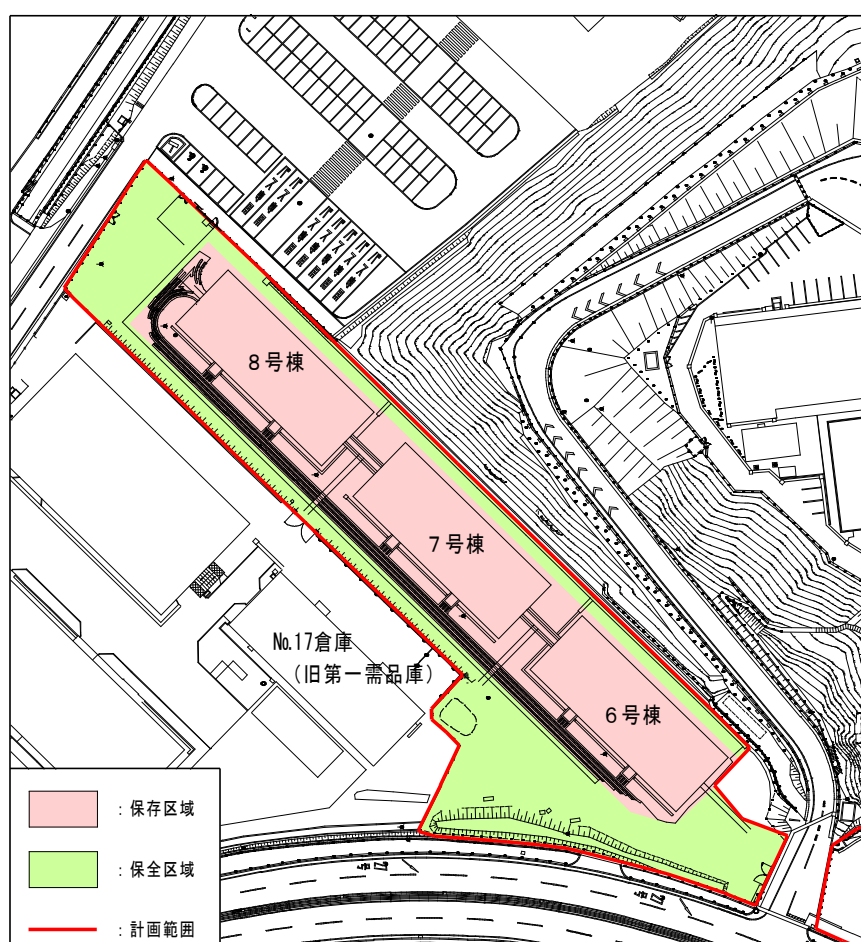


図 3.3.3 区域Ｃの区分

3-4 建造物保護の方針

計画区域A内における機材倉庫、計画区域B内におけるトイレ棟、受変電設備、室外機置場などの工作物は、保存の対象とはせず、必要に応じて改修、建て替え等を行ってもよい。ただし、規模はなるべく抑制し、周囲の環境と調和するような意匠を採用すること。

計画区域C内における「敷地内排水路」、「物品運搬路」、「軍港引込線」、「名称不明建造物基礎」は原則として保存の対象とし、改修や撤去は行わない方針とする。現状変更の際には、京都府と協議して実施することとする。

3-5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

舞鶴市土砂災害ハザードマップにおいて、計画区域Aの東端、計画区域Bの西側過半、計画区域Cのほぼ全域が、それぞれ土砂災害警戒区域に指定されている。さらに区域外ではあるが、計画区域B西側及び、計画区域C北側の斜面は土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、洪水ハザードマップにおいては、浸水が想定される区域に指定されていないものの、台風や豪雨に際しては、需品庫3棟で浸水被害や土砂災害が過去に発生している。さらに暴風雨や豪雪の際には、屋根屋庇の毀損、また瓦の落下被害等も起こる可能性がある。さらに、液状化危険度予測マップによれば、7号棟と8号棟の周囲は建物全壊率20%から30%、それ以外の区域は建物全壊率10%から20%とされている。

なお建物に近接する危険木は、どの区域においても存在しない。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

建物については、現状、破損している屋根や庇は早急に修理し、今後は、日常的な管理を徹底し、常に健全な状態を保つよう努める。周辺環境においては、必要に応じて排水路等の設備を拡充し、浸水被害を抑制するよう努める。

(3) 環境保全施設整備計画

ア 擁壁

計画区域Bの西側にある丘の斜面に設けられた擁壁は区域内に含まれる。また需品庫3棟北側の斜面の一部に設けられた擁壁は、区域外に位置してはいるが、建物のすぐ背面に位置し、関連性は深い。いずれも将来的に改修する場合は、周辺環境に配慮した材質や工法を選択するよう努める。

イ 保護柵

計画区域Aを区切る保護柵は、洋風意匠のアルミ鋳物柵を使用したり、RC塀の壁面を煉瓦タイル仕上げとしたりするなど、周囲の景観や環境に配慮した意匠が採用されて

おり、今後、広場の整備を行うにあたって、同様の考え方で柵の意匠をデザインするよう努める。

計画区域Bを区切る保護柵としては、区域北西部分にメッシュフェンスが用いられているが、今後の赤れんが周辺等まちづくり事業によって撤去が計画されている。

計画区域Cを区切る保護柵は、現状では以下の3種類が用いられている。

- ①区域南西の自衛隊敷地との境界にある上部に鉄条網のついたネットフェンス
- ②区域南西から南東にかけての道路との境にあるネットフェンス
- ③区域北西の駐車場及び道路との境界にあるメッシュフェンス

このうち、①については「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」において将来的に撤去が計画されている。②、③については、直ちに改修する計画はないが、将来的に改修する場合は、歴史的な景観や環境との調和に留意することとする。

ウ 排水施設

計画区域A、計画区域B内部の排水については、これまでの工事で排水溝などの設備が整備されており、現状、特に問題は生じていない。

計画区域C内部については、建物フロアレベルよりも建物を取り巻く園路のレベルが高く、雨水が排水されにくい状況になっており、過去の浸水被害は、それが原因で発生している。特に8号棟側の地面が低くなっており、その傾向が強い。対策としては、排水路の新設・改修が考えられ、今後、外構設計の具体化に伴って検討を要する。また、既存の花崗岩石積みによる「敷地内排水路」は、6号～8号棟の北側において、斜面からの落葉等が溜まりやすい環境にあるので、日常管理において定期的に清掃を行い、目詰まりが起これないように十分に注意する。

(4) 周辺樹木の管理

計画区域A、Cの植栽は、今後「赤れんが周辺等まちづくり実施計画」に基づいて、新たに計画される予定である。いずれにしても、すべての計画区域内の樹木について、景観の保持や枯れ枝の処理のため定期的に剪定を行い、必要に応じて、樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。特に赤れんが建物に近接している樹木については、倒木などの危険性の排除はもちろん、落葉によって樋が目詰まりを起こすなどの悪影響が生じないように、十分な管理を行うよう努める。